

定例監査等の結果に基づき講じた措置の公表について

平成27年度及び平成28年度実施の定例監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、中央区長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成29年4月28日

中央区監査委員 守 本 利 雄
同 梅 田 源 一
同 堀 田 弥 生

平成29年2月24日付け28中監第184号「平成28年度定例監査結果報告書」に基づき講じた措置

企画部 情報システム課

指摘事項	休務日における出張において、超過勤務等命令簿は作成されていましたが、旅行命令簿が作成されていませんでした。交通実費が発生しない場合であっても旅行命令簿の作成は必要となりますので、遺漏のないよう事務処理を行ってください。
措置状況	旅行命令簿の作成について理解不足な点があり、自転車の利用により交通実費が発生しないことから、旅行命令簿を作成していませんでした。交通実費の発生の有無にかかわらず、出張した場合は、旅行命令簿の作成が必要となることを職場内であらためて確認するとともに、係長を中心としたチェック体制を整えました。

区民部 日本橋特別出張所

福祉保健部 月島保健センター

指摘事項	近接地内旅費の支給遅延が見受けられました。出張した職員が立替払いをしていることから、遅滞なく旅費を支給してください。
措置状況	近接地内の旅費については、旅行者の立替払いであることを再認識し、速やかに支出の手続と振り込まれた旅費の支給を行うよう職場内に周知徹底するとともに、係長を中心に支給状況を確認することとしました。

区民部 日本橋特別出張所

指摘事項	資金前渡受者の現金出納簿について、事務処理単位（事業・科目単位）で作成する個別帳簿の一部と総括帳簿が作成されていませんでした。現金の受払いが適切に管理されるよう、遺漏なく帳簿の作成と記帳を行ってください。
措置状況	職場内で周知徹底を行うとともに、係長を中心に現金出納簿の作成や記帳について定期的に確認することとしました。

福祉保健部 管理課

指摘事項	<p>超過勤務等命令簿で、確認印欄中の命令権者の印漏れが多数ありました。遺漏のないよう事務処理を行ってください。</p>
措置状況	<p>超過勤務等命令簿において、超過勤務を命じる命令権者欄と命令権者による超過勤務実績の確認印欄について、命令権者の押印が重複するため不要であると誤解し、押印を行っていませんでした。職場内で確認を行い、超過勤務等命令簿の処理について再確認しました。</p>

環境土木部 環境推進課

指摘事項	<p>現金でクオカードを購入していますが、資金前渡受者の現金出納簿に記載されるべき内容が正しく記載されていませんでした。適切に事務処理を行ってください。</p>
措置状況	<p>担当職員が現金出納簿の記帳方法について理解が不足していました。職場内で研修を行うとともに、職員が相互に確認できる体制を整えました。</p>

平成28年2月26日付け27中監第163号「平成27年度定例監査結果報告書」に基づき講じた措置

都市整備部 住宅課

指摘事項	<p>区民住宅使用料の収入未済額は前年度に比べ約10百万円(約15%)増加しています。特に、長期滞納者については他の入居者との公平性の観点からも納付交渉を強化するとともに、ケースによっては法的措置も含め退去を促すなどの対応も必要です。 滞納者の経済状況を把握のうえ、それぞれの状況に応じた適切かつ効果的な対策を講じてください。</p>
措置状況	<p>滞納者に対しては、滞納状況の定期的な把握に努めるとともに、電話催告はもとより、訪問や呼び出し等により個々に納付を働きかけるなど粘り強く納付指導や交渉を行ってまいりました。 今後は、更なる滞納が発生しないよう、滞納発生時の早期対応策として新たに自動音声による電話催告を実施するとともに、滞納額の削減に向け退去滞納者に対する現況調査委託を行うなど納付交渉を強化します。また、滞納者個々の経済状況を踏まえ、必要に応じ法的措置も講じてまいります。</p>

平成29年2月24日付け28中監第185号「平成28年度財政援助団体等監査結果報告書」に基づき講じた措置

区民部 日本橋特別出張所

施 設：日本橋公会堂

指定管理者：株式会社 パシフィックアートセンター

指摘事項	指定管理事業の収支報告では、人件費等について、指定管理者から正しく報告が行われておらず、また、所管部課においてもその確認が適切に実施されていませんでした。収支実績は、当該年度の事業の実施状況についての確認だけでなく、次年度以降の指定管理料の妥当性の判断にもかかわるものですので、適切に処理してください。
措置状況	収支報告のうち、人件費等については提案書をベースに報告されていたため、今後は実績に基づいた報告をするよう徹底しました。

平成28年2月26日付け27中監第163号「平成27年度財政援助団体等監査結果報告書」に基づき講じた措置

区民部 スポーツ課

施 設：総合スポーツセンター、浜町運動場、月島スポーツプラザ

指定管理者：シンコースポーツ・大成サービス共同事業体

指摘事項	備品調達のリース契約で、指定期間とリース期間が合致していないケースがありました。リース契約と備品調達のあり方について検討してください。
措置状況	指定管理施設における備品については、当該備品の性質や用途、耐用年数、導入コスト、指定管理期間などから総合的に判断の上、区又は指定管理者が購入又はリース契約により調達します。 特に、指定管理者がリース契約により調達する場合は、指定期間終了後に新たな指定管理者が指定された場合の承継等についてもあらかじめ検討してまいります。

福祉保健部 管理課

財政援助団体：社会福祉法人 中央区社会福祉協議会□

指摘事項	<p>年間事業費を上回る多額の基金（福祉事業基金・ボランティア基金）が積み立てられていますので、その積極的な活用方法等について検討してください。</p>
措置状況	<p>地域福祉のさらなる充実に向け、社会福祉充実計画を策定します。この計画では、地域福祉コーディネーターによる孤立を防ぐための居場所づくりやがん療養患者・難病患者の生活サポート、法定後見申立書類作成費用助成などの事業を新たに実施することとしており、これらの財源として積極的に活用してまいります。</p>